



成年年齢引き下げ後も20歳で成人式を開催します！

民法改正により、令和4年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられますが、秩父市では引き続き、成人式の対象年齢を20歳として実施します。

式典の名称はあらためて検討していきます。

市民部生涯学習課

担当者：桑原

☎0494-22-0420

FAX：0494-24-0430





がんばれ秩父！

最大20%戻ってくるキャンペーン第2弾！

新型コロナウイルス感染症の影響で急激に落ち込んだ市内消費喚起

【strong point/ここが言いたい！】

新型コロナウイルス感染症の影響で急激に落ち込んだ市内消費活性化のため、7月に秩父市で行った「PayPay」と連携のキャンペーンについて、市内事業者やユーザーより大変なご好評をいただき、9月にキャンペーン内容を拡充し再度開催することとしました。

【キャンペーン概要】

■内 容：市内対象店舗で対象期間中にPayPayを利用しキャッシュレスで決済をすると

20%のPayPayボーナスを付与

■対象店舗：市内のPayPay加盟店のうち中小規模事業者（※大手チェーン等一部除外店舗あり）
※病院・調剤薬局・大手チェーン店等を除く

■対象期間：9月1日（火）から9月30日（水）まで

■条 件：▶PayPay残高、ヤフーカード、PayPayあと払い（一括のみ）での決済が対象

▶決済1回当たりの付与上限は最大3,000円相当とし、

キャンペーン期間中の付与合計上限は15,000円相当とする。※

※7月キャンペーンは1回の上限2,000円、期間の上限10,000円。

■秩父市委託事業者：一般財団法人 秩父地域地場産業振興センター

産業観光部商工課

担当者：宮城・柳澤

☎0494-25-5208

FAX：0494-25-0136





市議会新型コロナウイルス感染症に関する広報活動

- 1 期 日 8月5日(水) 午前9時 ~ 午後4時(予定) ※昼食時間除く
- 2 場 所 秩父市内全域
- 3 内 容 秩父市内でも、新型コロナウイルス感染症に感染された方が増えており、その感染拡大防止が望まれています。
秩父市議会としても、市民の皆さんに「感染拡大防止」へのご協力をお願いすべく、広報活動を実施することになりました。
明日8月5日(水)に、広報車2台により、市内2ルートで、議員が感染防止に関する呼びかけを行います。
午前9時に秩父市役所正面玄関前から2台が出発します。(帰着午後4時頃)
- 4 特記事項 1号車 午前議員2人 午後議員2人 運転は事務局職員 計5人
2号車 午前議員2人 午後議員2人 運転は事務局職員 計5人 10人

秩父市議会事務局

担当者：原嶋（事務局長）

☎0494-25-5223

FAX：0494-25-5229





新型コロナウイルス感染拡大防止のため 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」等を店舗入口に 掲示するよう呼びかけています

秩父市長がお願いに店舗を訪問します！

【strong point/ここが言いたい！】

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大傾向にある中、秩父地域でも7月下旬から感染者が立て続けに発生し、大変憂慮する事態となっています。

そこで市としては、これから夏の行楽シーズンやお盆を迎えるにあたり、利用者が感染予防対策をしている安全なお店や事業所を選ぶ判断基準としていただくため、埼玉県が推奨する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」および「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店舗や事務所の入口付近の目につくところに掲示していただくよう、お願いをしています。

現在、市職員が中心部の商店街や吉田、大滝、荒川の各地域のお店・事業所等を手分けでお願いに訪問していますが、久喜邦康市長が本日8月11日（火）午後6時頃から秩父市役所を出発し、熊木町および上野町周辺の各店舗を訪問し、上記取り組みについてお願いをします。

【掲示例】

彩の国「新しい生活様式」安心宣言
～私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

| | |
|---|--|
| <p>1 三密を徹底的に回避します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎時の換気 ・一定の数以上の入場制限 (屋外でお待ちいただきます) ・受付や更衣室、喫煙所での密着防止 ・社会的距離の確保 | <p>4 安心に向けた工夫をします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前予約の最大限の活用 ・衣服のこまめな洗濯 |
| <p>2 感染防止の対策を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱などの症状がある方の制限 ・症状のある従業員の出勤制限 ・手洗いや手指の消毒の徹底 ・手の届く場所の消毒 ・マスクの着用 ・共用する物品などの最小化 ・糞水・唾液のついたごみは ビニール袋に入れて密閉 | <p>5 行いません、行わせません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖空間での激しい運動や大声 ・19時以降の密着提供 |
| <p>3 安全のための設備にします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口等に消毒設備、体温計の設置 ・対面場所の遮蔽 ・毎時の換気と換風の徹底 ・共通タオルの廃止 ・ハンドドライヤーの使用中止 | <p>6 極力制限します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数の制限 ・対面での食事や会話の制限 |
| | <p>7 重症化リスクに配慮します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や持病のある方への配慮 (高齢者利用時間の設定など) |
| | <p>8 新しい働き方に向け努力します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務やオンライン会議 ・ローテーション勤務、時差通勤 |

宣言日：令和 年 月 日

※詳細は (http://) をご覧ください







地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）に

秩父市のスマートモビリティ事業案が採択！

市では、ドローン配送の実証実験を受け入れるなど、先端的な事業の受け入れを積極的に推進してきました。このたび、国の地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）に秩父市の事業案が採択されました。今後、山間地域において、ドローン配送、遠隔医療やスマートモビリティの活用などの実現に向けた取り組みに着手します。

1 事業名

山間地域におけるスマートモビリティによる生活交通・物流融合事業

2 主な取組内容

・ドローン配送

大滝地区における常設ルートの設置

・遠隔医療

市立病院等におけるオンライン診療の導入

・交通手段の多様化

地域内小型電動モビリティやEVカーシェアリングの導入、貨客混載の推進など

上記の取り組みについて実証実験を行い、5年以内での実装を目指します。

3 採択額

令和2年度交付金採択額 22,000千円（補助率1/2）

（令和2年9月議会に補正予算として上程する予定）

4 事業予定期間

令和2年度～令和6年度

産業観光部企業支援センター

担当者：山田

☎0494-21-5522

FAX：0494-25-0136



提案タイトル

山間地域におけるスマートモビリティによる生活交通・物流融合事業

提案者

埼玉県秩父市

活用技術

IoT、5G、自動運転、ドローン

背景・課題

目指す
将来像

- 未来技術を活用し、人とモノの移動の困難さに着目した山間地域での物流・公共交通ネットワーク「秩父モデル」を構築する
- この取り組みにより新たな事業や産業を誘致し、雇用の創出につなげて人口減少や流出を抑制し、地域の活力を生み出す

解決すべき
課題

- 山間地を多く抱え、災害時には生活インフラが寸断されることから、物流・交通の新たなモデル構築が必要となっている
- 山間地の住民の多くが高齢者であり、今後、医療受診が困難となる状況が予想される

実装を目指す主な事業内容

○事業：ドローン物流事業

活用技術

事業概要

ドローン

- ドローンを活用して日常生活用品や医薬品の配送を行い、高齢者や買い物弱者への支援を行う。また、この取り組みにより、災害時における交通インフラ寸断の際の物資輸送のルートを確認する

○事業：遠隔医療事業

活用技術

事業概要

IoT
5G

- 高齢者が多い山間地域での医療を確保するため、IoTや5Gなどの未来技術を活用してオンライン診療を導入し、地域内の医療機関との連携により、受診困難者への支援体制を構築する

○事業：秩父版MaaS(貨客混載・EVカーシェアリング)事業

活用技術

事業概要

自動運転

- 既存の物流・交通網を生かしながら、地域住民の生活の足の維持と観光客を含めた交流人口の利便性の向上に資する公共交通システムを自動運転(配送)の技術を織り交ぜて構築する



地方創生推進交付金（先駆タイプ・横展開タイプ・Society5.0タイプ） の交付対象事業の決定（令和2年度第2回）について

令和2年8月7日
内閣府地方創生推進事務局

地方創生推進交付金の交付対象事業について、以下のとおり決定した。

1. 趣旨

「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。

2. 対象事業

(イ) のいずれかのタイプで申請された事業であって、原則、(ロ) に掲げる事業分野のいずれかに該当し、(ハ) に掲げる事業の仕組みを全て備え、先導性を有するものを対象事業とする。

(イ) 事業タイプ

- (1) 先駆タイプ・・・①官民協働、②地域間連携、③政策間連携のいずれの先駆的要素も含まれている事業
- (2) 横展開タイプ・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業（上記①から③までのうち、2つ以上含まれている事業）
- (3) Society5.0タイプ・・・地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業

(ロ) 事業分野

各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業全般を対象とする。

具体例は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に沿い、以下のとおりである。

- (1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等
- (2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3) 働き方改革等・・・結婚・出産・子育て環境整備、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

(ハ) 事業の仕組み

- (1) 地域経済分析システム（RESAS）の活用などにより客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。
- (2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。
- (3) KPI が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。
- (4) 効果の検証と事業の見直しの結果を公表するとともに、国に報告すること。また、複数年度にわたる地域再生計画の場合において、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPI の達成状況等の検証結果を踏まえたものとする。

3. 評価方法

評価に当たり、「目指す将来像及び課題の設定」、「KPI 設定の適切性」及び先導性の着眼点である自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い、Society5.0 タイプについては、これらに加えモデル性も評価し、交付対象事業を決定した（先駆タイプ及び Society5.0 タイプについては、外部有識者（先駆タイプ：別紙1、Society5.0 タイプ：別紙2）の評価を経て、決定。）。

※先導性の評価基準

以下の点から、他の地方公共団体の参考となる先駆的事业であることを評価。

- ① 自立性・・・事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（3～5年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であること。事業分野に適した自主財源を検討し、事業収入だけでなく一般財源による負担も含め、財源を確保することは、事業の継続性の観点から重要。具体的には、事業収入、会員からの収入や民間資金によって、歳出・歳入面での財源確保に取り組むことにより、自立化の可能性が高いものとなっていることが望ましい。
- ② 官民協働・・・地方公共団体のみでの取組ではなく、民間と協働して行う事業であること。この際、単に協働するにとどまらず、企業版ふるさと納税等の民間からの資金（寄附、負担金、融資や出資など）を得て行うものであれば、高い評価となる。
- ③ 地域間連携・・・単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。他の地方公共団体と連携して、事業を実施することが、効果的かつ効率的なものについては、広域連携事業とすることが望ましい（特に観光分野については、広域連携事業を積極的に検討いただきたい）。
- ④ 政策間連携・・・単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。この際、他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図るものがあれば、高い評価となる。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓

口等を整備して行う事業であること。

- ⑤ 事業推進主体の形成・・・事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。
- ⑥ 地方創生人材の確保・育成・・・事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。
- ⑦ 国の総合戦略における政策5原則等・・・国の総合戦略における政策5原則（将来性、地域性）の観点や直接性、新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事业であること。

※Society5.0 タイプとしてのモデル性

- ・ 地方版総合戦略に基づく未来技術の実装に関する地方公共団体の事業であって、国・専門家等から事業運営等に対する助言・サポートを受け、それを反映させる体制（国・地方及び専門家等が協働した PDCA サイクル）が整っているものであること。
- ・ 申請までに一部でも技術実証・実証実験を行っており、今後段階的に一部実装され、令和6年度までに本格実装される（事業化され自走する）計画の事業であること。
- ・ 単に未来技術を導入するにとどまらず、実際に当該地域の住民等が継続的に利用することにより、地域における課題（地域経済の活性化も含む）の解決・改善が図られ、当該地域の地方創生に寄与する事業であること。
- ・ 未来技術の社会実装にかかる不確実性などの諸課題を乗り越え、新たな社会システムづくりにチャレンジするとともに、その後広く全国に実用化・普及することを目指す事業であること。

<3. Society5.0タイプ 通常事業分>

| 地方公共団体名 | 交付対象事業名 | 事業タイプ | 採択額 (千円) |
|---------|------------------------------------|---------------|-------------|
| 岩手県 | ドローンによる活力ある中山間地域まちづくり事業(岩手県) | Society5.0タイプ | 3,456 |
| 埼玉県秩父市 | 山間地域におけるスマートモビリティによる生活交通・物流融合事業 | Society5.0タイプ | 22,000 |
| 石川県加賀市 | 多居住拠点による新たな地方創生事業 | Society5.0タイプ | 18,500 |
| 山口県宇部市 | レジリエントで持続可能な社会を創る「スマートシティ宇部プロジェクト」 | Society5.0タイプ | 17,699 |



秩父市プレミアム付商品券の予約申し込みを開始します！

3密を防ぐための対策として、今回のプレミアム付商品券では予約販売を行います。

【strong point/ここが言いたい！】

新型コロナウイルス感染症の影響で急激に落ち込んだ市内消費を活性化させるため、秩父市プレミアム付商品券を発行します。今回のプレミアム付商品券は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、事前申し込みによる予約制での販売を行うなど、クラスターの発生を最大限防止するための措置を取りながら販売します。

【事業概要】

- 内 容：秩父市内在住の方を対象に、1セット12,000円（1,000円×12枚）の商品券を10,000円で販売（※1人あたり5セットまで・プレミアム率20%・12枚の内2枚は市内に本社・本店がある加盟店舗で使用できる専用券）
- 購入方法：8月21日（金）から9月1日（火）までの間、インターネット（秩父プレミアム付商品券応募サイト）もしくは応募はがき（チラシに付属のものもしくは通常はがき）で予約申し込みを行うと購入引換券が郵送されるので、9月25日（金）から10月4日（日）までの間に、引換購入場所にて引換券を持参し現金と商品券を引換購入する。
- 購入場所：指定された購入引換場所（矢尾百貨店・ベスト電器ヤオ秩父店・じばさんセンター・栗助本店・秩父市内の郵便局）
- 使用期間：10月1日（木）から令和3年1月31日（日）まで
- 対象店舗：取扱加盟店に申し込んだ店舗（現在募集中）
- 委託事業者（問い合わせ先）：秩父商工会議所（☎22-4411またはHPから）
- 特記事項：予約多数の場合は抽選を行う。（いずれかの方法で、お一人様1回の応募）
予定数に達しなかった場合や売れ残りが発生した場合は秩父商工会議所HPで告知して販売。プレミアム商品券は75,000セット販売。

産業観光部商工課

担当者：宮城・堀口

☎0494-25-5208

FAX：0494-25-0136



令和2年9月定例会会期日程(案)

自 令和2年9月2日
至 令和2年9月24日 } 23日間

会期の予定

| 区分 | 月 日 | 曜日 | 開 議 | 議 事 |
|-------|-------|----|-------|--|
| 第 1 日 | 9月2日 | 水 | 午前10時 | ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 ○市長提出議案の報告 ○議案第74号から議案第99号まで一括上程、説明 |
| 第 2 日 | 9月3日 | 木 | | ○休会(議案調査・一般質問ヒアリング) |
| 第 3 日 | 9月4日 | 金 | | ○休会(議案調査・一般質問ヒアリング) |
| 第 4 日 | 9月5日 | 土 | | ○休会(土曜日) |
| 第 5 日 | 9月6日 | 日 | | ○休会(日曜日) |
| 第 6 日 | 9月7日 | 月 | 午前10時 | ○請願・陳情 ○議案に対する質疑 ○議案の委員会付託 |
| 第 7 日 | 9月8日 | 火 | | ○まちづくり委員会 |
| 第 8 日 | 9月9日 | 水 | | ○文教福祉委員会 |
| 第 9 日 | 9月10日 | 木 | | ○総務委員会 |
| 第10日 | 9月11日 | 金 | | ○委員会(予備日) |
| 第11日 | 9月12日 | 土 | | ○休会(土曜日) |
| 第12日 | 9月13日 | 日 | | ○休会(日曜日) |
| 第13日 | 9月14日 | 月 | 午前10時 | ○市政に対する一般質問 |
| 第14日 | 9月15日 | 火 | 午前10時 | ○市政に対する一般質問 |
| 第15日 | 9月16日 | 水 | 午前10時 | ○市政に対する一般質問 |
| 第16日 | 9月17日 | 木 | | ○休会(事務整理) |
| 第17日 | 9月18日 | 金 | | ○休会(事務整理) |
| 第18日 | 9月19日 | 土 | | ○休会(土曜日) |
| 第19日 | 9月20日 | 日 | | ○休会(日曜日) |
| 第20日 | 9月21日 | 月 | | ○休会(祝日) |
| 第21日 | 9月22日 | 火 | | ○休会(祝日) |
| 第22日 | 9月23日 | 水 | | ○休会(事務整理) |
| 第23日 | 9月24日 | 木 | 午前10時 | ○委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論 ○採決 ○閉会 |

秩父市議会 9 月定例会（内容一覧）

会 期 9月2日（水）～9月24日（木）予定

議 案 専決処分 3件 決算の認定 10件 条例の一部改正 4件
補正予算 9件 計 26件

議案第74号 専決処分について（財産の取得（物品購入）について）

【電子体温計の購入契約】

議案第75号 専決処分について（財産の取得（物品購入）について）

【不織布マスクの購入契約】

議案第76号 専決処分について（財産の取得（物品購入）について）

【アルコール手指消毒液の購入契約】

議案第77号 令和元年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 令和元年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 令和元年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 令和元年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 令和元年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 令和元年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第83号 令和元年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第84号 令和元年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第85号 令和元年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

議案第86号 令和元年度秩父市下水道事業会計決算の認定について

【以上別紙、歳入歳出合計表のとおり】

議案第87号 秩父市税条例の一部を改正する条例

【地方税法の一部改正に伴う所要の改正】

議案第88号 秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

【地方税法の一部改正に伴う所要の改正】

議案第 89 号 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

【個人番号通知カードの再交付手数料の削除】

議案第 90 号 秩父市みどりの村関連施設条例の一部を改正する条例

【多目的広場及びステージの条文等の削除】

議案第 91 号 令和 2 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）

【新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種事業等の補正措置】

議案第 92 号 令和 2 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

【医療費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第 93 号 令和 2 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 94 号 令和 2 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

【介護給付費確定に伴う精算等の補正措置】

議案第 95 号 令和 2 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 96 号 令和 2 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 97 号 令和 2 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 98 号 令和 2 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

【繰越金の確定に伴う補正措置】

議案第 99 号 令和 2 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

【医療機器の整備等の補正措置】

令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出合計表

| 会計名 | 歳入額 | 歳出額 | 差引残額 | * 継続費連次繰越 繰越明許費 繰越費 | 実質収支額 |
|--|---------------------|---------------------|--------------------|----------------------------------|--------------------|
| 一般会計 | 円 31,884,284,602 | 円 29,937,780,853 | 円 1,946,503,749 | (1,285,991,000) 361,013,000 | 円 1,585,490,749 |
| 特別会計 | 14,885,121,204 | 14,252,745,964 | 632,375,240 | () | 632,375,240 |
| 国民健康保険 (国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)) | 6,700,337,542 | 6,575,756,488 | 124,581,054 | | 124,581,054 |
| 国民健康保険 (診 療 施 設 勘 定) | 116,670,100 | 95,835,226 | 20,834,874 | | 20,834,874 |
| 後期高齢者医療 | 779,484,632 | 778,581,511 | 903,121 | | 903,121 |
| 介護保険 | 6,626,153,988 | 6,365,535,932 | 260,618,056 | | 260,618,056 |
| 農業集落排水事業 | 196,261,538 | 168,076,900 | 28,184,638 | | 28,184,638 |
| 戸別合併処理浄化槽事業 | 203,528,304 | 180,975,539 | 22,552,765 | () | 22,552,765 |
| 公設地方卸売市場 | 32,945,243 | 15,381,945 | 17,563,298 | | 17,563,298 |
| 駐車場事業 | 229,739,857 | 72,602,423 | 157,137,434 | () | 157,137,434 |
| 合計 | 46,769,405,806 | 44,190,526,817 | 2,578,878,989 | (1,285,991,000) 361,013,000 | 2,217,865,989 |

令和元年度公営企業会計収入支出合計表

| | 収益的収入 | 収益的支出 | 差引額 | * 事故繰越 | 当年度純損益(参考) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|------------------|
| | 病院事業 | 円 2,912,323,676 | 円 2,979,218,569 | 円 △ 66,894,893 | 円 0 |
| | 資本的収入 | 資本的支出 | 差引額 | * 継続費連次繰越 繰越明許費 繰越費 | 補てん財源使用額 |
| | 円 47,483,000 | 円 201,379,153 | 円 △ 153,896,153 | (47,010,000) 0 | 円 153,896,153 |
| 下水道事業 | 収益的収入 | 収益的支出 | 差引額 | * 事故繰越 | 当年度純損益(参考) |
| | 円 1,120,018,889 | 円 982,192,406 | 円 137,826,483 | 円 0 | 円 126,223,057 |
| | 資本的収入 | 資本的支出 | 差引額 | * 継続費連次繰越 繰越明許費 繰越費 | 補てん財源使用額 |
| | 円 228,421,761 | 円 590,558,344 | 円 △ 362,136,583 | (10,500,000) 100,000 | 円 362,136,583 |

- * 「継続費連次繰越・繰越明許費・事故繰越」欄の()の金額は、翌年度繰越額(歳出)
- * 「継続費連次繰越」・・・履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところに費といたします。また、継続費の毎設定年度の執行残額については、継続最終年度まで
- * 「繰越明許費」・・・歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当繰り越して使用することができます。この経費を「繰越明許費」といいます。
- * 「事故繰越」・・・歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがた「事故繰越」といいます。
- * 「建設改良費繰越」・・・公営企業会計の資本的支出予算の建設改良に要する経費のうち、「建設改良費繰越」といいます。

で、その下段の金額は、未収入特定財源を除いた翌年度へ繰り越すべき財源となっています。より、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができます。これを継続順次繰り越して執行することができます。これを「継続費連次繰越」といいます。該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り

い事故のため年度内に支出の終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを

年度内に支払義務が生じなかったものを翌年度に繰り越して使用することができます。これを



市民による手作りの防災訓練

－秩父市総合防災訓練について－

【strong point/ここが言いたい！】

町会単位で結成された自主防災・防犯組織が主体となった「秩父市総合防災訓練」を実施します。本年度は、人と人との接触の低減を図るなど密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける、マスクを着用するなどの新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での訓練を実施していただきます。

■開催日時

8月30日（日） 概ね午前9時から11時頃まで

※当日は防災行政無線放送によるサイレン放送を実施します。

■開催場所

各町会の公会堂（グラウンド）、公園等

■主催者

自主防災・防犯組織（町会単位を基本として結成）

※本年度は地元消防団への参加要請を行っておりません。

■主な訓練内容

情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、危険個所把握訓練など

■その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は実施しない団体があります。
- ・町会の都合により、8月30日以外の日に実施する団体もあります。

総務部危機管理課

担当者：条

☎0494-22-2206

FAX：0494-22-1363





～優良賞受賞～「新！はつらつ筋力アップ教室」

令和2年度健康長寿優秀市町村表彰

【strong point/ここが言いたい！】

新！はつらつ筋力アップ教室は、健康長寿埼玉モデル事業として平成27年度から開始し、令和元年度は市独自の事業として取り組みました。

血液検査や体力測定等の多くの項目で改善が見られ、参加者の7割以上が運動や栄養管理を心掛けるようになり、医療費抑制効果の成果も見られました。

この事業は5年連続で埼玉県より表彰を受け、令和元年度の取り組みが優良賞を受賞しました。

また、国民健康保険保険給付費等交付金として500万円交付されました。



◆新！はつらつ筋力アップ教室

【日 時】 令和元年6月～令和2年2月

【会 場】 いきがいセンター、荒川農村環境改善センター、吉田やまなみ会館

【内 容】 ・移動式筋トレマシーン等を使用した筋力トレーニング
・栄養指導、調理実習
・体力測定、血液検査、座談会 等

【委 託 先】 東京体育機器株式会社

【事 業 費】 2,526千円

【next plan/今後の事業展開】

今年度は新型コロナウイルスの流行により、参加者人数を減らして開始しています。今後は、参加者が自主的に運動に取り組むよう、自宅でのトレーニング内容を充実を図ります。

保健医療部保健センター

担当者：大沢

☎0494-22-0648

FAX：0494-22-5338





武蔵野銀行×立教大学産学連携プロジェクト

ぶらって秩父 まち歩きMAP 「札所のトリコ」 完成披露&贈呈式

【strong point/ここが言いたい!】

このプロジェクトは武蔵野銀行の協力のもと2007年に始まり「ぶらってシリーズ」として県内のまち歩きマップを作成してきました。今回も立教大学観光学部の学生が実際に秩父を訪問した中で考案した観光マップを作成していただきました。

今回「ぶらって秩父」のテーマは「秩父札所巡り」。札所を知らない大学生をターゲットとして、実際に札所を巡り街なかを観光した学生自らの体験と目線で作った、札所と観光を楽しめるマップとなっています!



◆ぶらって秩父 まち歩きMAP 「札所のトリコ」 完成披露&贈呈式

【日 時】 9月4日(金) 午前10時~

【会 場】 秩父市役所 本庁舎3階庁議室

【内 容】 ・事業説明、マップ完成披露
・贈呈式
・出席者

秩父市長、立教大学観光学部(教員・学生)、武蔵野銀行関係者

【next plan/今後の事業展開】

完成したマップは、市内観光施設のほか札所、市役所、各町役場等にも配布し、多くの観光客に手に取ってもらえるようPRを図ります。

産業観光部観光課

担当者: 中島

☎: 0494-25-5209

FAX: 0494-27-2627





厚生労働省委託事業である「地域雇用活性化推進事業」に 秩父地域1市4町の事業構想が採択されました！

【strong point/ここが言いたい！】

厚生労働省は、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域などが、その地域の特性を生かして行う「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保の取り組みを募集、コンテスト方式で選抜し、採択された地域の協議会へ、その事業の実施を委託します。

秩父地域1市4町（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）や各関係機関で組織する「ちちぶ雇用活性化協議会（会長：秩父市長 久喜邦康）」がこの事業に応募し、その事業構想が採択され、秩父地域の雇用活性化のため令和2年10月より事業を開始することとなりました。

詳細は厚生労働省の記者発表資料をご覧ください。

【厚生労働省記者発表資料】⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html

産業観光部商工課

担当者：宮城・柳澤

☎0494-25-5208

FAX：0494-25-0136



報道関係者 各位

令和2年8月31日

【照会先】

職業安定局地域雇用対策課

課長 竹内 聡 (内線 5319)

課長補佐 溝口 悦子 (内線 5865)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3593)2580

令和2年度「地域雇用活性化推進事業」の 採択地域に、9地域を決定しました

厚生労働省は、雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域などが、地域の特性を生かして「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るために創意工夫する取組を支援します。この「地域雇用活性化推進事業」（令和2年度開始分）での採択地域に、9地域を決定しました。

地域で効果的に「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るためには、産業構造や地理的要因といった特性を踏まえた取組が必要です。

「地域雇用活性化推進事業」では、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策などと連携した上で、地域独自の雇用活性化の取組を実施します。具体的には、地域の市町村や経済団体などの関係者で構成する地域雇用創造協議会が提案した事業構想の中から、雇用を通じた地域の活性化につながると認められるものをコンテスト方式で選抜し、その実施をこの地域雇用創造協議会に委託します。

令和2年度の募集は、令和2年4月1日から令和2年5月22日にかけて行い、外部の有識者を含む選抜・評価委員会での審査を経て、以下の9地域を採択しました（各採択地域の事業概要は別添参照）。採択地域では、令和2年10月から事業を開始する予定です。

【採択地域】

- | | | |
|-------------|------------|---------------|
| 1. 北海道釧路市 | 2. 北海道北見市 | 3. 岩手県二戸地域 |
| 4. 埼玉県ちちぶ地域 | 5. 島根県江津市 | 6. 愛媛県西予市 |
| 7. 熊本県熊本市 | 8. 熊本県天草地域 | 9. 鹿児島県奄美大島地域 |

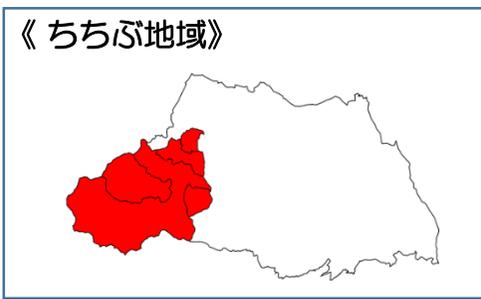
※地域の雇用創出目標数などの詳細は別添をご覧ください。

【別添1】 地域雇用活性化推進事業（令和2年度開始分）採択地域一覧および事業概要

【別添2】 地域雇用活性化推進事業の概要

[参 考] 「地域雇用活性化推進事業」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html



| | | | | | |
|------------|------------------------|-----------|-------|--------------|--------|
| 事業 タイトル | 健やかに彩り豊かなちちぶで働こうプロジェクト | | | | |
| 人口 (※1) | 99,839人 | 人口減少率(※2) | 6.92% | 高齢化率 (※1) | 33.59% |

※1：H31.1.1時点

※2：（H26.1.1の人口 - H31.1.1の人口）／ H26.1.1の人口。なお、全国平均は0.77%

